

## 議第二十七号

### 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

### 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一五十の二の項中「揖斐川町」の下に「大野町」を加える。

別表第二一の項中「各務原市」を「大垣市及び各務原市」に、「すべて」を「全て」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により市町が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事又は教育委員会がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町長又は市の教育委員会が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例の規定により市町が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町長又は市の教育委員会に対しなされたものとみなす。

## 提 案 説 明

特定非営利活動促進法等に基づく事務処理の特例に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。